

■特定建設作業の規制基準

規制の種別	区 域 の 区 分			
	第1号区域		第2号区域	
	騒音規制法	振動規制法	騒音規制法	振動規制法
区域区分の 基 準	第1種区域	第1種区域	指定地域のうち第1号区域以外の 区域	
	第2種区域			
	第3種区域	第2種区域のうち、工業地域を除く区域		
	第4種区域のうち、学校、病院、保育所施設等の敷地の周囲80mの区域	指定地域内の工業地域のうち、学校、病院、保育所施設等の敷地の周囲80mの区域		
規 制 基 準	85 デシベル	75 デシベル	85 デシベル	75 デシベル
作業時間帯	19:00～翌7:00の時間内でないこと		22:00～翌6:00の時間内でないこと	
作 業 期 間	1日あたり10時間を超えないこと		1日あたり14時間を超えないこと	
	連続6日を超えないこと		連続6日を超えないこと	
作 業 日	日曜日その他の休日でないこと		日曜日その他の休日でないこと	

～用途地域との対応～

騒音規制法			
第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 用途以外	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域

振動規制法	
第1種区域	第2種区域
第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 用途以外	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域